

令和5年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 会社法 出題趣旨及び採点基準

設問1

- (1) 設問1は、定款で、発行する株式の一部について、譲渡によるA社株式の取得につきA社の承認を要するものと定められていることを前提に、定款でそのようなことを定めることができる根拠を明らかにした上、A社は公開会社といえるかどうか、会社法の条文を踏まえて説明しなさいというものである。

株式は譲渡自由の原則（127条）があるものの、会社法2条17号は発行する株式の全部または一部につき、その譲渡による取得つき定款で会社の承認を要する旨を定めることができることを前提としている。そして、実際に定款で譲渡制限を定めることについては、その全部である場合につき107条1項1号・2項1号が、その一部である場合につき108条14号・2項4号が、これを定めている。

本件では、Bら8名が有する株式についてのみ譲渡制限があるから、108条1項4号・2項4号で譲渡制限がされていることになる。

- (2) そして、A社では、発行済株式の一部についてのみ譲渡制限がされており、譲渡制限のない株式も発行されているところ、2条5号の公開会社の定義によれば、株式の一部でも譲渡制限がなければ公開会社とされているから、A社は公開会社に当たることになる。

この2条5号の公開会社の定義は、初学者にはわかりにくいものとなっているため、この定義とは逆に、一部でも譲渡制限がある場合には非公開会社であると勘違いすることがないように注意を要する。

- (3) 設問1の配点は、問題文に明示されているとおり40点であり、上記(1)につき25点、上記(2)につき15点を、一応の目安とした。それぞれ、上記の各条文をきちんと理解して示すことができている答案に、高い評価を与えた。

設問2

- (1) 設問2は、A社の定時株主総会において剰余金の配当につき1株100円とする本件株主総会決議が可決されたが、その決議に先立ち、設立以来の株主Eから、役員の報酬総額や株主への配当金を1株100円とした理由の説明を求められ、取締役から一応の説明があり、Eの追加質問を議長Bが重複質問であるとして質疑を打ち切って採決し可決された

という経過があること、その後、事務担当者の手違いにより一般株主F（保有株式比率は6%）に対する招集通知が送られておらず、Eが株主総会に欠席していたことが判明したことを前提として、Eは、会社法上、どのような請求によって本件決議の効力を争い、どのような事由を主張することが考えられるかのほか、裁判所はどのような判断をすることになるかにつき、検討を求めるものである。

(2) まず、Eは、A社の株主として、本件株主総会決議につき決議取消の訴え（831条1項）を提起することが考えられる。

そして、決議取消事由としては、

(a) 決議に際して質問をしたのに、十分な説明がされないまま、議長Bが信義を打ち切って採決したから、説明義務（314条）違反があるほか、議長の議事運営（315条）が違法であり、831条1項1号の決議の方法が法令に違反すること

(b) 株主の一人であるFに対して法定の招集通知がなく、Fは株主総会に出席していないので、同号の招集手続が法令に違反していることを主張することが考えられる。

(3) 裁判所の当否の判断

これに対する裁判所の判断としては、

(a)につき、説明義務を定めた314条は、「必要な説明」をすれば足りるのであって、質問者が納得するまで何度も説明しなければならないものではないことを踏まえて、Bの説明が必要な説明といえるかどうかを検討することになる。

本件では、令和3年度の計算書類等は議案①で承認されており、剰余金の額などはその計算書類によって株主にも明らかにされている。また、役員等の報酬総額は、会社法および定款に従って決定されており、株主はわかるはずである。その上で、今後の資金需要も考慮して1株当たり100円としたというのは、通常、一応の説明になっているものと考えられる。したがって、(a)の点は決議の方法につき法令違反があるとはいえない。

(b)につき、株主に対する招集通知を定めた299条1項に違反していることは明かであるが、Eが、Fに対する招集通知の欠缺を主張することができるのかどうか問題となる。この点について、最判昭42年9月28日百選33事件は、Eがこれを主張することを認めている。

そうすると、本件決議には取消事由があることになるが、その場合でも、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、決議に影響を及ぼさないものであるときには、裁量で請求を棄却することができる（831条2項）。

本件では、株主総会の招集通知がなかったのは、株主20名中1名のみで、故意ではなく過失であるから、必ずしも違反が重大とまではいえない上、そのFの持株比率は6%であるから、仮にFが株主総会に出席して反対したとしても、賛成多数という結果に影響を及ぼすことはなかったと考えられる。したがって、裁量棄却が可能である。

- (4) 設問2の配点は、問題文に明示されているとおり60点であり、上記(2)につき30点、上記(3)につき30点を、一応の目安とした。それぞれ、上記の各条文をきちんと理解して示すことができている答案に、高い評価を与えた。

(以上)